

東急株式会社定款

第1章 総 貝I

(商 号)
第1条 本会社は、東急株式会社と称する。

(英文名) TOKYU CORPORATIONとする。

(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道事業および索道事業
2. 軌道業
3. 自動車による一般運輸業
4. 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業
5. ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営
6. 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売
7. ホテル及び旅館の経営
8. 旅行業
9. 土木建築工事の設計施工請負
10. 前払式特定取引に関する商品の売買の取次
11. 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証
12. 損害保険代理業
13. 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業
14. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
15. 放送法に基づく放送事業
16. 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売
17. ショッピングセンターの経営、管理業の受託
18. 広告、宣伝に関する業務
19. 不動産の管理および貸借の受託
20. クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売
21. 警備業法に基づく警備業
22. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出资持分の売買、仲介および管理
23. 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業
24. 保育施設の経営および保育サービス事業
25. 電力小売事業およびガス小売の取次事業
26. 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営
27. 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営
28. 古物営業法に基づく古物の売買
29. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
30. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)
第3条 本会社は本店を東京都渋谷区に置く。
(機 関)
第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)
第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する

書面に記載しないことができる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。(議事運営規則)

第19条 株主総会の議事に関し、取締役会は議事運営規則を定めることができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第20条 本会社の取締役は20名以内とする。

(選 任)

第21条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。(取締役会の書面等による決議)

第24条 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。(役付取締役)

第25条 本会社には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名その他の役付取締役若干名を置くことができる。(代表取締役)

第26条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は別に定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 本会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(定 員)

第29条 本会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第30条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は別に定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選 任)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 相談役

(相 談 役)

第37条 本会社には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第38条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。

(附 則)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。